## 監查委員告示第 4 号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考と して措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成25年7月25日

 上田市監査委員
 小 池 俊 一

 同
 堀 善 三 郎

## 1. 平成24年度「行政監査」結果に対するもの

部局	 課所	監査の結果	(措置等)通知内容
	цлк771		平成17年に総務事務次官からの「地方公共
		組みについて】	団体における行政改革の推進のための新たな
			指針の策定について」(通知)において、「地方
			公共団体における行政の担うべき役割の重点
			化」の項目の中で、「指定管理者制度の活用」 として「すべての公の施設について、管理のあ
			り方についての検証を行い、検証結果を公表
		いますが、その主旨に応ずる観点から	すること」とされました。
			当市では、庁内事業仕分け等の手法を用い
			て、これまで順次、行政の関与の必要性、存
			続・廃止、指定管理者制度の導入の可否を含  めて判断し、現時点で518施設中、149施設に
			導入してまいりましたが、全ての「公の施設」の
		することが必要であると考えます。	検証及び検証結果の公表 には至っておりま
			せん。
			今後、庁内事業仕分けなどにより、公の施設
			のあり方も含めて、効果的で効率的な検証方   法を検討し、可能な限り早期に公表してまいり
			ます。
		また、「事業仕分け」の推進にあたって	一定の基準を設けた上で行う、所管課による
			自己評価を踏まえた庁内事業仕分けを実施す
			る方法も、スピード感を持った検証を行うため
			┃には、効率的な手法であると考えております。 ┃ ┃ 第二次行革大綱・アクションプログラムの取┃
			組項目である「公共施設のあり方の見直し」の
			中で、施設の存廃、管理運営方法の見直しな
			どに必要となる情報を集約する予定です。ま
		階に来ていると考えます。	た、自己評価を行うためには、ソフト事業におした。日本語の記念は、
	行政改革		ける目標値の設定も重要であることから、目標   管理制度の見直しと庁内事業仕分けとの連動
総務部	推進室		も含めて、効果的で効率的な評価方法を検討
	,_~		してまいります。
			現在、市で運用している「目標管理制度」と
		立について】	「行政評価制度」については、大きな考え方の
			中では繋がっているものの、実際の効果の視点からは見直すべき点もあります。施設運営に
			関するソフト事業の目標と評価の関係が効果
			的に機能していない点もあることから、第二次
			行革大綱・アクションプログラムに「公共施設の
			あり方の見直し」及び「行政評価制度による事
			務事業の見直し」(目標管理制度の見直し)を  計上し、その関連性の視点も踏まえた見直し
		ん。また、第二次行財政改革大綱のアク	
			直営施設の評価についても、これらの見直し
			の中で効果的で効率的な評価の手法を検討
		間の格差解消等が取組みの重点に掲	
		げられていますが、この取組みにおいて、各施設ごとの設置目的に応じた適	
		切な運営成果の評価が無ければその目	
		的を達し得ないと考えられます。以上の	
		ことから、直営施設についても指定管理	
		者施設に準じた評価制度を確立すべきと考えられ、この評価制度に基づ〈PDC	
		A サイクルの中で、今後のあり方のみな	
		らず臨時職員の活用や委託業務の拡	
		大等民間活力の導入検証が進められる	
		べきであると考えます。	
		1	

## 2. 平成24年度「財政援助団体等監査」結果に対するもの

÷n 🗀		の以後の日本会員」。 「「「」」のよった日	
部局	課所	<u>監査の結果</u> 施設内において物販サービュ(売店)	│ <u>/</u> (措置等)通知内容 │ 今後、事業計画や実績報告において、指定
		が行われていますが、性格上指定管理者による「自主事業」と解される当該業	管理運営業務と自主事業として明確に区分するとともに、自主事業として収支の均衡を図り、 誘客に資する内容となるよう指導してまいります。
農林部	農政課	把握すべき収支の内容に関して、運用 基準に照らし一般管理費(本部経費等) に相当する経費が「他会計への繰出金」	
		件数、金額)」については適正に報告され、担握されていましたが、減免状況の報	
丸子地 域自治 センター	産業観光課	またサービスに係る経費負担の観点から指定管理者による「自主事業」と解さ	

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
		がありますが、事業年度終了後の実績報告書において「減免の状況(内容、件数、金額)」についての指定管理者から	握できるよう内容、件数、金額などの報告書類の提出を求め、提出されました。今後において、減免を行う場合、指定管理者の自己負担であることの再確認と、減収経費の積算なども検討したうえで、減免実施を検討します。
丸子地 域自治 センター	産業観光課	管理運営経費に係る「修繕料」については、経費の性質上あらかじめ協議算定された一定額を指定管理料において措置し、その実績が措置額を下回る場合は指定管理料の精算を要するものとして基準化されていますが、所要の精算が行われていませんでした。今後管理事務の適正を期して下さい。< た教湯健康センター・平成23年度例 >	
		把握すべき収支の内容に関して、運用	

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
			・番所ヶ原スキー場、巣栗溪谷緑の広場・・料理・飲食の提供、物販(売店) について
		ら指定管理者による「自主事業」と解さ	,
		れる業務が本来の指定管理者業務と区分されていない事例 また 利田老に担	指定管理者と協議、確認の上、本来業務及び自主事業の区分の適正化、明確化に努め
		力されていない事例、また、利用者に提  供するサービス内容に照らし「減免」と捉	
		えるべきものが「自主事業に伴う割引き」	
		たいてに対されている事例が一部に見ら   れました。 自主事業は指定管理者自ら	・番所ヶ原スキー場・・スキー場開き、スキー子   どもの日等に係る利用料金の無料化について
		の経費負担において展開されるべきも	
		のであることから、各年度の事業計画や  実績報告においては、その内容や収支	
		について本来の指定管理者業務と分別	
		する必要がありますので、あらためて実  態を確認し、指定管理者との協議のうえ	
		事業区分の適正化を図ってください。	
		┃<番所ケ原スキー場、巣栗渓谷緑の広 ┃場>	
		~	
		【(自主事業として区分すべきもの) 【 *番所ケ原スキー場、巣栗渓谷緑の広	
		場・・・料理・飲食の提供、物販(売店)	
		【(利用料金の減免として扱うべきもの) 【*番所ケ原スキー場・・・スキー場開き、	
		スキー子どもの日等に係る利用料金の	
		無料化	
-b- <del></del>			
武石地   域自治	産業観光課 産業観光課		
センター			平成24年度の収支実績報告から、自主事業 については、指定管理業務である本来業務と
		なっていることから、本来の指定管理業	
		務自体の純然収支が把握困難なものと なっています。指定管理者側及びこれ	
		を受ける市側管理事務に報告内容の誤	
		認が認められますので、運用基準に  従って事務の適正化を図ってください。	
		くうつくしの湯、番所ケ原スキー場、雲	
		渓荘、巣栗渓谷緑の広場 >	
		市が承認∪た利用料金体系や減免基  準いずれにも該当∪ない料金が適用さ	平成25年度から、市の承認を経て、利用料 金の減免として扱うよう指導しました。
		れている事例がありました。指定管理者	
		の裁量による「利用料金」又は「既定利  用料金に対する減免」事例と解されます	
		が、いずれの場合にも市側の承認が必	
		要な事項となりますので、内容を確認の  うえ適正な措置を講じてください。	
		<巣栗渓谷緑の広場/武石小学校に	
		よるキャンプ利用の例 > 	

利用料金の減免について、事業年度 減免の実施に必要な市の承認を経るとと生 終了後の実施報告書におして求めるに、減廃の状況について報告を行うよう措定管 消廃免の状況に内容、件数、全額)につ 理者に指導しました。今後もその実態の把握 いて指定管理者からの報告がなされて ともに、常に減免主旨の検証を行うよう努めて おらず、市側においてもその実態が担 まいいます。	部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
事例がありました。今後の施設運営に支障を来たさないよう双方で所有関係を明確に特定し、関係書類上の不整合が解消されるよう措置を講じて〈ださい。  〈番所ケ原スキー場/生ゴミ処理槽、水中ポンプ等〉	武石均治		利用後に、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	減免の実施に必要な市の承認を経るとともに、減免の状況について報告を行うよう指定管理者に指導しました。今後もその実態の把握とともに、常に減免主旨の検証を行うよう努めてまいります。  平成24年度の「修繕料」は、指定管理者の修繕の実績が予定額を下回ったため、その後も事務の適正化を図ってまいります。  上田市地域振興事業団と協議した結果、市市所のものと判断されましたので、平成24年度から事業団の備品項目から外しました。

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
政策企画局	政策企画課	域振興事業団への指導事項(意見)】 指定管理者として求められる利用者 サービスの向上については、受託する 複数施設間における事業情報の共有化 を図るとともに、その相乗効果を高める ことを目的に事業団事務局を中心とした 事業の比較と検証評価を行い、年度ご	
教員	真田地域教育事務所	終了後の実績報告書において求める 「減免の状況(内容、件数、金額)」につ いて指定管理者からの報告がなされて	

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
	#	事業年度に先立ち提出を求める「事業 計画書」及び年度終了後に提出される	24年度の事業実績報告書以降、市で定めた標準様式で提出がなされております。今後、指定管理者に対し適正な書類提出を指導します。
教育委員会	真田地域教育事務所	把握すべき収支の内容に関して、運用	